

[事案 2022-222] 損害賠償請求

・令和5年9月29日 和解成立

<事案の概要>

性別の変更が必要とされる契約変更所要金の支払いを不服として、同所要金の負担なしに変更に応じるよう求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年1月に契約した組立型保険について、契約の見直しを保険会社へ相談したところ、以前に戸籍上変更した性別の変更手続も行わなければならない、契約時に遡って契約変更所要金を支払うよう求められた。しかし、以下の理由により、契約変更所要金の支払いをすることなく、性別の変更や契約の見直しをしてほしい。

- (1) 戸籍上の性別変更をしたのは契約日より後であり、契約日に遡って性別を変更したとする契約変更所要金の支払いをすることに納得がいかない。
- (2) 戸籍上、性別の変更をしたのは令和元年11月であり、その後すぐに保険会社へ性別変更の事を伝えていたのであるから、保険会社は、その際に、契約変更所要金が発生することを言うべきである。
- (3) 契約変更所要金の説明を求めるも、保険会社の回答が杜撰で、精神的な負担が生じた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保障内容を変更する場合には、変更後の性別をベースとして新たな権利義務関係を生じさせるため、契約転換や保障内容の見直しにあたっては、既存契約の性別変更を要する。
- (2) 一般的に、生命保険契約においては、同じ年齢、同じ健康状態、同じ保障内容であっても、性別によって保険料は異なる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。